

# 会 議 録

会議の名称	令和8年第1回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和8年 2月20日 (金)	午後1時27分から 午後2時51分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	坂本 浩、小関 信男、新井 千奈美、卜部 真紀、森 佳子
	保険医又は保険薬剤師代表	澁谷 修一郎、中村 哲哉、矢代 享一、林 勇毅
	公益代表	山田 高史、広瀬 伸一、小暮 純一、石川 悦男、田島 美佐夫
	被用者保険等保険者代表	安藤 浩、石崎 篤史
	市職員	矢嶋 雅宏 (収納課長)
	事務局	榑田 蒼浩 (保健部長)、榑田 恵 (保険課長)、荒川 圭 (保険課長補佐兼国保係長)
欠席者	荻野 隆史 (保険医又は保険薬剤師代表)、多田 直紀 (被用者保険等保険者代表)	
議 題 (次 第)	1 開会	
	2 あいさつ	
	3 委嘱状交付	
	4 委員及び事務局職員自己紹介	
	5 会長、副会長の選出について	
	6 議事	
	審議事項	
	(1) 本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (2) 令和7年度国民健康保険特別会計3月補正予算について (3) 令和8年度国民健康保険特別会計予算について	
報告事項		
(1) 本庄市国民健康保険第3期データヘルス計画の策定について		
7 その他		
8 閉会		

配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿</li> <li>・資料1-1 本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例改め文</li> <li>・資料1-2 本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表</li> <li>・資料1-3 本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例概要</li> <li>・資料2 モデルケース別税額試算比較表</li> <li>・資料3 令和7年度国民健康保険特別会計予算総括表（3月補正案）</li> <li>・資料4 令和8年度国民健康保険特別会計当初予算概要書（案）</li> <li>・【参考資料】国民健康保険税収納率の推移</li> <li>・【参考資料1】4. 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法（埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）より抜粋）</li> <li>・【参考資料2】子ども・子育て支援金制度（こども家庭庁資料抜粋）</li> <li>・【参考資料3】令和6年度埼玉県国民健康保険に係る標準保険税率（埼玉県HPより抜粋）</li> <li>・【参考資料4】市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果表</li> <li>・本庄市国民健康保険第3期データヘルス計画（案）</li> <li>・本庄市国民健康保険第3期データヘルス計画・概要版（案）</li> </ul>
その他特記事項	傍聴人：無
主管課	保健部保険課

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	1 開会
保健部長	2 あいさつ 【開会あいさつ】
保健部長	3 委嘱状交付 【保健部長から出席委員に委嘱状を交付】
出席者	4 委員及び事務局職員自己紹介 【出席委員の自己紹介に続き、事務局職員の自己紹介】
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【傍聴人の有無の報告】 【配付資料の確認】
保険課長補佐	5 会長、副会長の選出について 【会長選任までの間、保健部長が座長となる旨を説明】

保健部長	<p>会長が選任されるまでの間、私が座長を努めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、次第5の会長の選任についてですが、国民健康保険法施行令第4条第1項の規定により、協議会の会長は公益を代表する委員のうちから選任することとされております。名簿の第3号委員の皆様のうち、どなたか立候補あるいは御推薦をいただければと思います。いかがでしょうか。</p>
田島委員	事務局に案がありましたら、お示しいただけますか。
保健部長	ただ今、田島委員から事務局に案があればお示しいただきたいというご意見がありました。事務局、いかがでしょうか。
保険課長	<p>それでは、事務局案を御説明いたします。</p> <p>公益を代表する委員のうち、広瀬伸一委員に会長の職をお願いしたいと存じます。広瀬委員におかれましては、令和4年から会長として協議会の運営に御尽力いただきました。国民健康保険制度の過渡期である現在、引き続き会長の職をお引き受けいただきたいと存じます。</p>
保健部長	<p>ただ今、事務局から広瀬委員を会長に選任したいという案がありました。皆様、いかがでしょうか。</p> <p>【異議なし、の声】</p> <p>ご異議なしと認め、会長については広瀬委員に決定いたします。広瀬会長は席の移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、広瀬委員に会長就任のあいさつをお願いいたします。</p>
広瀬会長	【会長あいさつ】
保健部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここからは、本庄市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、広瀬会長に議長の職務を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>ここからは私が議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>続きまして、副会長の選任を行います。</p> <p>本庄市国民健康保険に関する規則第3条第2項の規定により、副会長は委員の互選により定めることとされております。</p> <p>どなたか立候補あるいは御推薦をいただければと思います。皆さん、いかがでしょうか。</p>
田島委員	事務局に案がありましたら、お示しいただけますか。
議長	ただ今、田島委員から事務局に案があればお示しいただきたいというご意見がありました。事務局、いかがでしょうか。

保険課長	<p>それでは、事務局の案を御説明いたします。</p> <p>副会長は、本庄市国民健康保険に関する規則第3条第3項の規定により、会長に事故があるときはその職務を代行していただくことになります。国民健康保険法施行令第4条第2項には、会長の選任の方法に準じて公益を代表する委員のうちから選出された委員が、会長の職務を代行する、とあるため、公益を代表する委員のうちから小暮純一委員に副会長をお願いしたいと存じます。小暮委員は平成30年から委員にご就任され、前任期では会長の補佐役として副会長を務めていただきました。引き続き副会長としてご尽力いただきたいと存じます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局提案についてお諮りします。皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>【異議なし、の声】</p> <p>ご異議なしと認め、副会長については小暮委員に決定します。小暮副会長は席の移動をお願いします。</p> <p>小暮委員に副会長就任のあいさつをお願いします。</p>
副会長	<p>【副会長あいさつ】</p>
議長	<p>6 議事</p> <p>それでは、次第6の議事に入ります。</p> <p>審議事項(1)「本庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」事務局より説明をお願いします。</p>
保険課長	<p>それでは、審議事項についてご説明申し上げます。</p> <p>【資料1-1、1-2、1-3、参考資料1~4、答申書(写)に基づき説明】</p>
議長	<p>審議事項(1)について、委員の皆様からご質疑がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、審議事項(1)について、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>【異議なし、の声】</p> <p>ご異議がありませんので、審議事項(1)については、原案のとおり承認することとします。</p> <p>次に、審議事項(2)「令和7年度国民健康保険特別会計3月補正予算について」事務局より説明をお願いします。</p>
保険課長	<p>それでは、審議事項(2)についてご説明いたします。</p> <p>【資料3に基づき説明】</p>
議長	<p>これに関連して、現在の国民健康保険税の収納状況の説明をお願いします。</p>

<p>収納課長</p>	<p>収納課からは令和7年度の国民健康保険税の収納率をご報告させていただきます。お手元に参考資料といたしまして、国民健康保険税の年間収納率の推移をまとめたものをご用意させていただきましたので、ご覧ください。</p> <p>直近1月末の数字が確定しておりませんので、令和7年12月末現在の収納率をご報告させていただきます。</p> <p>まず、現年度分につきましては、65.94パーセントで、前年同期と比較して0.26ポイントのマイナス。滞納繰越分につきましては、30.73パーセントで、前年同期と比較して1.12ポイントのマイナス。現年度分と滞納繰越分の合計収納率は63.11パーセントとなり、前年同期との比較では0.58ポイントのプラスとなっております。</p> <p>滞納整理の状況といたしましては、昨年度と比較いたしまして、国民健康保険税に係る督促状の発送件数は増加しており、また納税等コールセンターに依頼した国民健康保険税、現年度分の第1期から第6期分の納付勧奨件数、および滞納額につきましても、昨年度と比較して増加しております。</p> <p>なお、これらに関連いたしまして強制徴収の手続きでございます。</p> <p>差し押さえにつきましても、昨年度上半期と比較して、今年度の実施件数は増加しております。今後はさらに効果的な納税折衝に取り組むとともに、督促状や催告書、納税等交付センターによる納付勧奨業務を通じて、より一層の自主納付を促進いたします。</p> <p>また、適正かつ詳細な財産調査に早期に着手し、自主納付による活動の見込みがない事案や、納税資力があるにもかかわらず納税しない滞納者につきましては、速やかな滞納処分を行い、収納額の確保と収納率の維持向上を図ってまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>収納課からは、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明がありました審議事項（2）について、ご質疑はございますか。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、審議事項（2）について、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>【異議なし、の声】</p> <p>ご異議がありませんので、審議事項（2）については、原案のとおり承認することとします。</p> <p>次に、審議事項（3）「令和8年度国民健康保険特別会計予算について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>保険課長</p>	<p>それでは、審議事項（3）についてご説明いたします。</p> <p>【資料4に基づき説明】</p>
<p>議長</p>	<p>説明がありました審議事項（3）について、ご質疑はございますか。</p>

<p>田島委員</p>	<p>審議事項(1)の国民健康保険税条例改正も関係するのですが、今回保険税が改定されるということで、令和8年度予算でも増えており、これは子ども・子育て支援金制度が始まるというのもあると思いますが、かなり被保険者の負担増になると思われます。</p> <p>令和8年度改正は、県の提示する標準税率のうち令和6年度の標準税率に合わせる改正ということですが、説明の中にあつた令和12年度の県内完全統一に向けたロードマップというか、全体的な方向性について教えてください。その中で、また今回のように負担増があるのでしょうか。</p>
<p>保険課長</p>	<p>今後の税率改定の見込みについて、まず令和6年度の国民健康保険運営協議会で審議いただいた際には、県内準統一のタイミングとなる令和9年度の税率を、埼玉県が仮計算したものを提示させていただきました。</p> <p>当市の現行の税率から、いきなり県の提示する令和9年度標準税率に改定した場合、保険税額に非常に大きな影響が見込まれましたので、激変緩和のために1回、その半分程度の金額でワンクッションを置かせていただきたいという主旨から、令和8年度課税では令和6年度標準税率に合わせるということとさせていただいたものです。</p> <p>令和8年度までは各市町村の状況に応じて税率を決定するため、市町村により差異があります。一方、令和9年度は必ず県が提示した標準税率に合わせることにされているため、税額としては高くなる可能性があります。各市町村はそれに従わなくてはいけないという仕組みになっております。</p> <p>予算上も県から、運営方針の順守について条件を付されておりまして、守れなかった場合にはペナルティがあり、県への国民健康保険事業費納付金をさらに上乗せされるということになります。</p> <p>こうした状況下で、今後何をもって税率を下げる要因になるかということ、やはり一人一人の医療費が安くなるというのが一番即効性があることと思われます。</p> <p>資料4の歳出の項目をご覧くださいと、全体としての保険給付費は令和7年度比で下がっていますが、実際のところ1人当たり医療費は、年々高くなっております。</p> <p>被保険者の皆様一人一人が健康に気をつけていただくこと、健康づくりに取り組んでいただくことはもちろん大切ですが、一方で医療行為の高度化という実情の前では、医療費を一気に下げるということは現実的に難しいところではございます。</p> <p>このため市といたしましては、国民健康保険に対し、県および国から財政的な支援をさらに実施していただかないと、今後国民健康保険の運営が難しい状況に陥るのではないかと危機感を抱いておりますが、現実問題としては県の今後の税率の見込みでは、やはり段階的に上がっていく内容であると伺っております。</p>

田島委員	<p>県の提示する標準税率に合わせて、市の保険税率を改定していくということとはわかりましたが、増額の主たる要因は、現在の少子化・高齢化によるところが大きいのでしょうか。それとも、それとは関係なく標準税率というものは決められてしまうのでしょうか。</p>
保険課長	<p>まず、現在の国民健康保険の仕組みというのが、国民健康保険事業費納付金を県に納めるために市町村が保険税を賦課する、というものに法律上改められております。</p> <p>資料4の歳出の項目にある国民健康保険事業費納付金の総額、先ほど令和8年度に22億円程とご説明させていただきましたが、その金額を埼玉県に納めるために、「本庄市では税率はこの数字とした上で、何%以上の収納率を達成すれば、この納付金を納められるはず。」というような計算のもと、埼玉県が提示してくるものです。</p> <p>これに伴い、令和9年度から県内の市町村は、この納付金を納めるために税率改定をし、それを粛々と埼玉県に納めるという方式に統一されていきます。</p> <p>現在の仕組みとなる平成30年度以前は、各市町村が自前で国民健康保険事業を行っていたので、独自に税率を計算して賦課しておりました。</p> <p>しかしながら、予算不足により収支が赤字になってしまい、法定外の一般会計からの繰入れを行って不足を補う市町村が多く発生していました。これは、特別会計の仕組みとしては不適切なものであり、本来の適正な仕組みに改めるため、制度改革が行われたものです。</p> <p>このような背景のもと、令和8年度までは市町村の裁量の部分がありますが、令和9年度からは毎年度、埼玉県の示す税率どおりに改定していき、令和12年度に県内全市町村が同一税率・同一給付という完全統一を目指す、そのようなスケジュール感となっております。</p>
田島委員	<p>すでに今までの委員の皆様により、ずいぶん議論されてきた内容かと思いますが、新任ということで質問させていただきました。わかりました。</p>
議長	<p>他に質疑は、ございませんか。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、審議事項(3)については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>ご異議がありませんので、審議事項(3)については、原案のとおり承認することとします。</p> <p>ただ今ご審議いただいた審議事項(1)から(3)につきましては、この後、議会にお諮りすることになりますのでご承知おきください。</p> <p>次に、報告事項(1)「本庄市国民健康保険第3期データヘルス計画の策定について」事務局より説明願います。</p>

<p>保険課長補佐</p>	<p>それでは、報告事項（１）についてご説明いたします。  【本庄市国民健康保険第３期データヘルス計画・概要版（案）に基づき説明】</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項（１）につきまして、ご質疑はございますか。  【特になし】  それでは、報告事項については、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。  【なし、の声】  ご異議がありませんので、報告事項については、終了といたします。  報告事項について、皆様からご意見等ありましたら、３月４日までに事務局へご連絡をお願いいたします。  次に、次第「７．その他」として、事務局から連絡事項がございます。保険課長から説明をお願いいたします。</p>
<p>保険課長</p>	<p>まず新任委員の皆様には、事前資料としまして埼玉県国民健康保険運営方針および令和６年度本庄市国民健康保険事業概況につきまして、送らせていただいております。今後の資料として、ご活用いただければと思います。  それから、本日お配りした封筒の中に「はにぼんチャレンジ」のポイント手帳および賞品カタログを同封させていただいております。すでに１月からポイント交換が始まっております。賞品カタログは、広報ほんじょう１月号の折込みにて全戸配布させていただきましたので、ご覧いただいた方も多いかと思います。  ポイント交換について、通常市役所開庁時間に来られない方のために、３月１日の日曜日午前中に保険課で窓口を設けますので、周囲の方にもご周知をいただければと思います。また、ポイントも３月２３日まで集めることができますので、まだご参加いただけていない方にもお薦めいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。  それから続きまして、国民健康保険に係る今後の税制改正でございます。  毎年度、国民健康保険税の課税限度額の見直しと、低所得者に係る軽減判定所得の見直しが行われ、令和８年度も予定されておるところでございます。  本日資料はご用意できておりませんが、現在１０９万円の国民健康保険税の賦課限度額が１万円引き上がるというように見込まれております。  それから先ほどご説明させていただいた、こども子育て支援金分の限度額も３万円という規定が入る予定でございます。  関係政令の改正が３月末公布、４月１日施行というスケジュールが予定されているところでございますので、これまでと同様に、政令公布に伴う専決処分による条例改正をさせていただき予定でございます。  内容につきましては、次回の運営協議会で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>最後に、次回の運営協議会の日程につきまして、少し先になりますけれども、8月の初旬を予定しております。この後会長と日程調整をさせていただき、あらためて通知を差し上げますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>長くなりましたが、事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
議長	<p>委員の皆様からご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p> <p>ないようですので、これで次第「7. その他」を終了いたします。</p> <p>それでは、本日の議事が全て終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。</p>
副会長	<p>8 閉会</p> <p>【閉会あいさつ】</p>

令和 8 年 4 月 28 日

会議録署名

会長

広瀬 伸一

